

第 2 2 号議案

令和 6 年度海田町一般会計予算

令和 6 年度海田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2, 7 9 6, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 4 日提出

海田町長 竹 野 内 啓 佑

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		4,736,640
	1 町 民 税	1,886,499
	2 固定資産税	2,547,137
	3 軽自動車税	74,983
	4 町たばこ税	228,021
2 地方譲与税		59,386
	1 地方揮発油譲与税	13,149
	2 自動車重量譲与税	42,805
	3 特別とん譲与税	244
	4 森林環境譲与税	3,188
3 利子割交付金		2,039
	1 利子割交付金	2,039
4 配当割交付金		26,851
	1 配当割交付金	26,851
5 株式等譲渡所得割交付金		27,822
	1 株式等譲渡所得割交付金	27,822
6 法人事業税交付金		79,791
	1 法人事業税交付金	79,791
7 地方消費税交付金		786,224
	1 地方消費税交付金	786,224
8 環境性能割交付金		8,499
	1 環境性能割交付金	8,499
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		29,855
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,855
10 地方特例交付金		190,547
	1 地方特例交付金	190,547
11 地方交付税		1,100,000
	1 地方交付税	1,100,000
12 交通安全対策特別交付金		3,602
	1 交通安全対策特別交付金	3,602
13 分担金及び負担金		132,540
	1 負 担 金	132,540
14 使用料及び手数料		125,992
	1 使 用 料	112,397
	2 手 数 料	13,595

(単位：千円)

款	項	金 額
15 国庫支出金		2,355,784
	1 国庫負担金	1,808,781
	2 国庫補助金	541,076
	3 国庫委託金	5,927
16 県支出金		1,046,589
	1 県負担金	749,074
	2 県補助金	244,565
	3 県委託金	52,950
17 財産収入		12,763
	1 財産運用収入	12,763
18 寄 附 金		53,000
	1 寄 附 金	53,000
19 繰 入 金		816,341
	1 基金繰入金	796,952
	2 特別会計繰入金	19,389
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		747,734
	1 延滞金・加算金及び過料	3,000
	2 貸付金元利収入	133,546
	3 雑 入	611,188
22 町 債		454,000
	1 町 債	454,000
歳 入 合 計		12,796,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		119,298
	1 議 会 費	119,298
2 総 務 費		1,175,453
	1 総務管理費	888,835
	2 徴 税 費	149,012
	3 戸籍住民基本台帳費	93,140
	4 選 挙 費	36,916
	5 統計調査費	872
	6 監査委員費	6,678
3 民 生 費		5,470,475
	1 社会福祉費	2,432,786
	2 児童福祉費	2,676,405
	3 生活保護費	360,751
	4 災害救助費	533
4 衛 生 費		1,036,885
	1 保健衛生費	474,806
	2 清 掃 費	562,079
5 労 働 費		33,000
	1 労働諸費	33,000
6 農林水産業費		28,822
	1 農 業 費	20,408
	2 林 業 費	7,836
	3 水産業費	578
7 商 工 費		117,612
	1 商 工 費	117,612
8 土 木 費		1,567,152
	1 土木管理費	66,275
	2 道路橋りょう費	435,632
	3 都市計画費	911,101
	4 住 宅 費	112,549
	5 河 川 費	41,595
9 消 防 費		418,776
	1 消 防 費	418,776
10 教 育 費		1,135,924
	1 教育総務費	141,799
	2 小学校費	504,565
	3 中学校費	253,133

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税課税客体調査 業 務 に 係 る 額	令和 8 年度まで	1 3, 0 1 9
固定資産税路線価付設等 業 務 に 係 る 額	令和 8 年度まで	8, 3 2 8
海 田 東 小 学 校 本 館 建替基本計画策定及び 基本設計業務に係る額	令和 7 年度まで	2 9, 3 6 5

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防 犯 事 業 (防 犯 灯 L E D 化)	12,300	普通貸借又は 証券発行	6.5%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる 政府資金等について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者 と協定するものによる。た だし、町財政の都合により 据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えすること ができる。
社会福祉施設整備事業 (ひまわりプラザ管理運営)	200	〃	〃	〃
道 路 等 整 備 事 業 (町 内 道 路 修 繕)	19,800	〃	〃	〃
〃 (町道6号線バイパス整備)	49,500	〃	〃	〃
〃 (町道137号線道路改修)	66,000	〃	〃	〃
〃 (橋 り ょ う 修 繕)	18,600	〃	〃	〃
都 市 計 画 事 業 (広島市東部地区連続立体交差)	54,000	〃	〃	〃
〃 (海田市駅エレベーター改修)	1,300	〃	〃	〃
〃 (畝 曾 田 線 整 備)	40,500	〃	〃	〃
〃 (中 店 窪 町 線 整 備)	29,100	〃	〃	〃
公 園 整 備 事 業 (海田総合公園整備)	18,000	〃	〃	〃
〃 (三迫第二公園整備)	1,600	〃	〃	〃
〃 (海田総合公園改修)	5,800	〃	〃	〃

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業 (公園施設長寿命化対策)	1,300	普通貸借又は 証券発行	6.5%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる 政府資金等について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合にはその債権者 と協定するものによる。た だし、町財政の都合により 据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借換えすること ができる。
〃 (蟹原第一ちびっこ公園整備)	41,400	〃	〃	〃
砂防事業 (急傾斜地崩壊防止)	14,300	〃	〃	〃
消防事業 (水防整備)	4,400	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業 (小学校改修)	5,300	〃	〃	〃
〃 (中学校改修)	5,600	〃	〃	〃
〃 (中学校トイレ改修)	13,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	52,000	〃	〃	〃
計	454,000			

第 23 号議案

令和 6 年度海田町国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度海田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 086, 624 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 4 日提出

海田町長 竹 野 内 啓 佑

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		16,236
	1 総務管理費	10,615
	2 徴税費	5,621
2 保険給付費		1,349,883
	1 療養諸費	1,183,532
	2 高額療養費	157,868
	3 出産育児諸費	7,003
	4 葬祭諸費	930
	5 傷病手当金	550
3 国民健康保険事業費納付金		673,946
	1 医療給付費分	479,013
	2 後期高齢者支援金等分	155,315
	3 介護納付金分	39,618
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		34,604
	1 保健事業費	9,109
	2 特定健康診査等事業費	25,495
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
8 諸支出金		1,952
	1 償還金及び還付加算金	1,952
9 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	2,086,624

第 2 4 号議案

令和 6 年度海田町介護保険特別会計予算

令和 6 年度海田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 2 1 0, 6 8 7 千円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4, 4 5 5 千円と定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、それぞれ「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 4 日提出

海田町長 竹 野 内 啓 佑

介 護 保 険 特 別 会 計

— 保 険 事 業 勘 定 —

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		522,920
	1 介護保険料	522,920
2 使用料及び手数料		200
	1 手 数 料	200
3 支払基金交付金		577,624
	1 支払基金交付金	577,624
4 国庫支出金		470,625
	1 国庫負担金	378,168
	2 国庫補助金	92,457
5 県支出金		305,598
	1 県負担金	291,456
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	14,141
6 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
7 繰 入 金		333,682
	1 一般会計繰入金	321,736
	2 基金繰入金	11,946
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		32
	1 延滞金・加算金及び過料	30
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		2,210,687

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		28,010
	1 総務管理費	14,923
	2 徴 収 費	2,212
	3 介護認定審査会費	10,820
	4 趣旨普及費	55
2 保険給付費		2,060,389
	1 介護サービス等諸費	1,925,074
	2 介護予防サービス等諸費	59,743
	3 その他諸費	1,950
	4 高額介護サービス等費	45,716
	5 特定入所者介護サービス等費	27,906
3 地域支援事業費		101,154
	1 包括的支援事業・任意事業費	22,188
	2 介護予防生活支援サービス事業費	67,701
	3 一般介護予防事業費	10,863
	4 その他諸費	129
	5 高額介護予防サービス等諸費	273
4 基金積立金		5
	1 基金積立金	5
5 諸支出金		20,129
	1 償還金及び還付加算金	740
	2 繰 出 金	19,389
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	2,210,687

介 護 保 険 特 別 会 計

— 介 護 サービス事業勘定 —

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第 2 5 号議案

令和 6 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度海田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 9 5 , 8 7 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

海田町長 竹 野 内 啓 佑

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]